

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年 1 月24日提出
【発行者名】	PayPayアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 明丸 大悟
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
【事務連絡者氏名】	川田 純司 連絡場所 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
【電話番号】	03-6275-0936
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）

以下、「米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）」または「当ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、１万口当たり１万円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した金額で、当ファンドにおいては、１万口当たりの価額で表示します。基準価額は日々変動します。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせください。また、日本経済新聞にも掲載されます。

当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

PayPayアセットマネジメント株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446

< 受付時間 > 営業日の午前９時～午後５時

ホームページ [<https://www.paypay-am.co.jp>]

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、１口以上１口単位となります。

（７）【申込期間】

2022年１月25日から2023年１月24日までとします。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込代金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。販売会社については、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込み証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式先物、VIX先物））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- ・「その他資産（投資信託証券（株式先物、VIX先物））」とは、目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式先物、VIX先物に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・「年1回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・「北米」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

- ・「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

a．米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用します。

米国の株価指数を対象とする先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）と当該株価指数を対象とするボラティリティ・インデックス（VIX）先物取引（以下、「VIX先物取引」といいます。）を活用する投資信託証券への投資を通じて、収益の獲得を図ります。当該投資信託証券においては、米国の株価指数先物取引とVIX先物取引、現金（米国の短期公社債等を含みます。）の比率は定量モデルに基づき決定されます。余剰資金については、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行いません。

米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券及びわが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券とは、当ファンドにおいては、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券に限るものとします。なお、投資対象として定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。

b．外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。

上記は2021年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組みについては、（３）「ファンドの仕組み」をご参照ください。

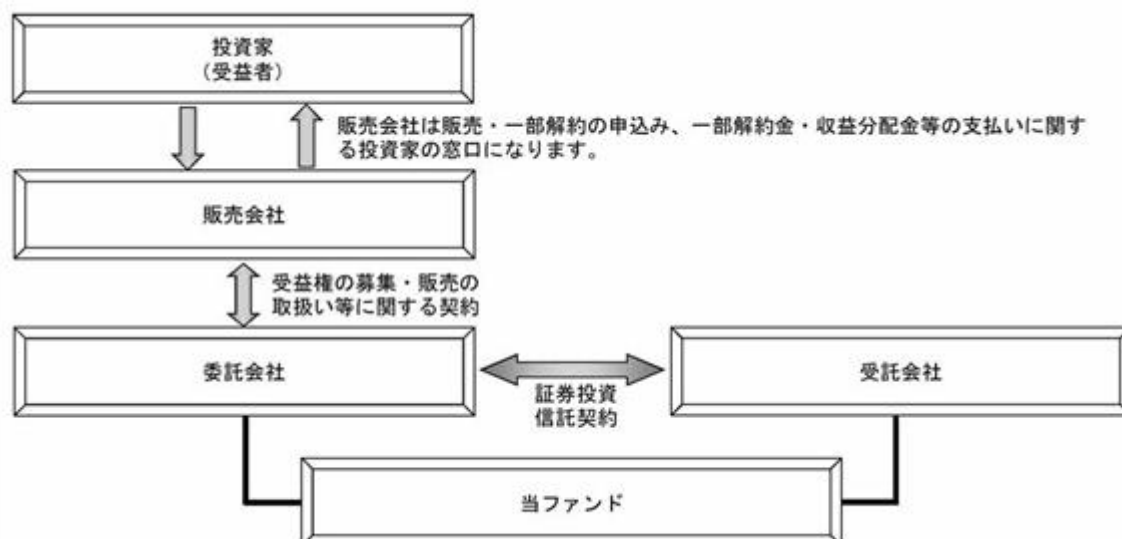
当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2020年10月29日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2021年 7 月21日	ファンドの名称を「米国株式ボラティリティ戦略ファンド（為替ヘッジなし）」から「PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）」へ変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社：PayPayアセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
信託財産の管理業務等を行ないます。

販売会社：
当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

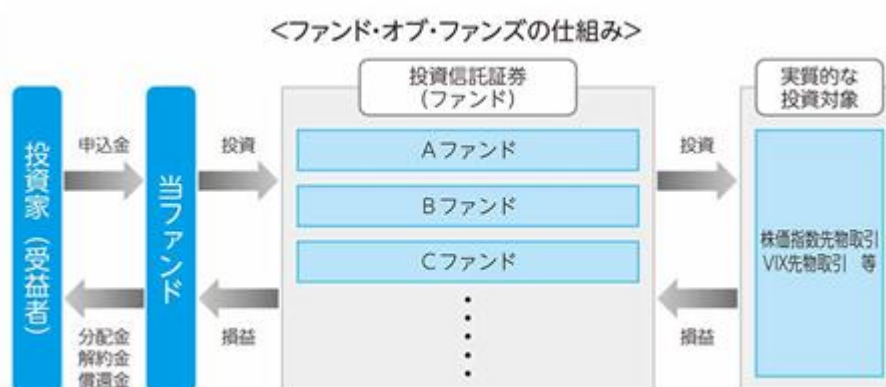
委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とする投資信託をいいます。当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に株価指数先物取引やVIX先物取引等に投資を行ないます。



委託会社等の概況（2021年11月末日現在）

a．資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

b．委託会社の沿革

平成16年5月12日 「株式会社フィスコアセットマネジメント」設立

平成16年8月4日 有価証券に係る投資顧問業の登録

平成19年1月30日 投資信託委託業の認可取得

平成20年5月20日 商号を「株式会社フィスコアセットマネジメント」から「TAKMAキャピタル株式会社」に変更

平成21年4月1日 商号を「TAKMAキャピタル株式会社」から「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

平成25年4月1日 商号を「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」から「アストマックス投信投資顧問株式会社」に変更

令和3年3月8日 商号を「アストマックス投信投資顧問株式会社」から「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更

c．大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	35,635株	50.1%
アストマックス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号	35,494株	49.9%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資対象

主として、投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいいます。）に投資を行ないます。

投資態度

- ・米国の株価指数を対象とする先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）と当該株価指数を対象とするボラティリティ・インデックス（VIX）先物取引（以下、「VIX先物取引」といいます。）を活用する投資信託証券への投資を通じて、収益の獲得を図ります。当該投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。余剰資金については、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券及びわが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券とは、この投資信託においては、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券に限るものとします。なお、投資対象として定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託者の判断により変更となる場合があります。

- ・外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「投資態度」の投資対象として定める投資信託証券は、以下の通りです。

米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券

- ・アイルランド籍外国投資証券A B Rダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティファンド

わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券

- ・親投資信託国内短期債券マザーファンド

米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券は、運用実績等を勘案し選定します。また、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券は、投資対象の流動性等を勘案し選定します。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）

ハ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は、以下の通りです。

各投資信託証券に関する記載内容については、本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。今後、各投資信託証券に関する記載内容が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

同一銘柄の投資信託証券（一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しない投資信託証券は除きます。）について、信託財産の純資産総額の10%を超えて投資する場合があります。

名称	A B Rダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティ ファンド (ABR Dynamic Blend Equity and Volatility Fund)
発行国	アイルランド
運用の基本方針	米国の株価指数を対象とする先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）と当該株価指数を対象とするボラティリティ・インデックス（VIX）先物取引（以下、「VIX先物取引」といいます。）を活用（原則として買建てを行ないます。）し、収益の獲得を図ります。 米国の株価指数先物取引とVIX先物取引、現金（米国の短期公社債等を含みます。）の比率は定量モデルに基づき決定されます。 株価指数先物取引とVIX先物取引の買建玉の時価総額の合計額は、原則として、ファンドの純資産総額を超えないものとします。 米国の株価指数は、S & P 500種株価指数（配当込み）とします。なお、株価指数は今後変更となる場合があります。
主要な投資対象	米国の株価指数先物取引とVIX先物取引、現金（米国の短期公社債等を含みます。）を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年1.25%程度
運用会社	A B Rダイナミック・ファンズ・エルエルシー
保管会社	S E I インベストメンツ - デポジタリー・アンド・カस्ट ディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

* 「VIX先物取引」を「VIX指数先物取引」という場合があります。

A B Rダイナミック・ファンズ・エルエルシー

A B Rダイナミック・ファンズ・エルエルシーは、米国の「1940年投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）」に基づく「投資顧問（investment adviser）」として登録しています。

名称	国内短期債券マザーファンド
発行国	日本
運用の基本方針	残存期間の短いわが国の公社債（以下、「わが国の短期公社債」といいます。）に投資を行なうことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
主要な投資対象	わが国の短期公社債を中心に投資します。
運用管理費用等	ありません。
委託会社	PayPayアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

S&P500[®]は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスがPayPayアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's[®]およびS&P[®]は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones[®]は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。PayPayアセットマネジメント株式会社の商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500[®]のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

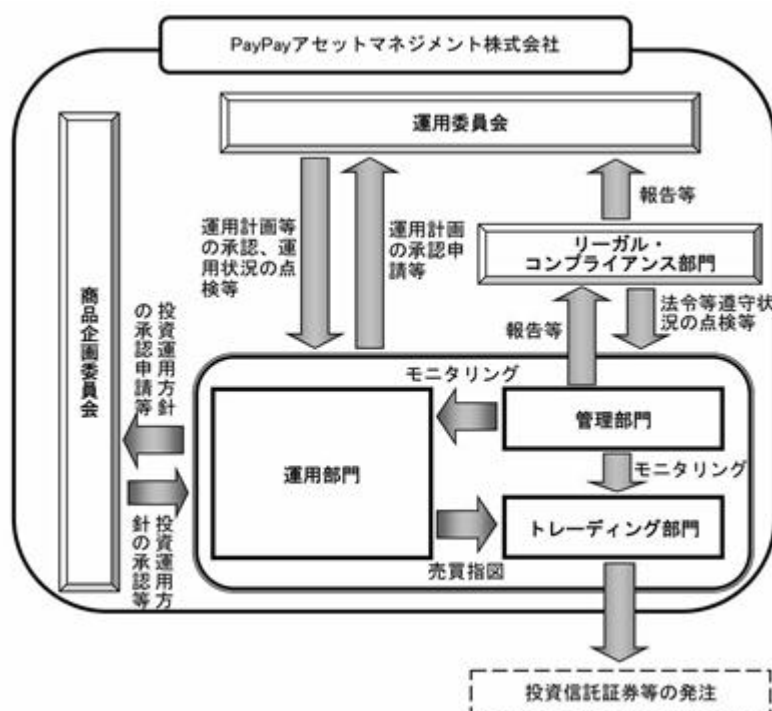
（３）【運用体制】

委託会社では、投資運用方針の審議・決定機関である商品企画委員会の決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。

トレーディング部門は、運用部門の指図に基づいた発注および約定の確認等を行ないます。トレーディング部門は、運用部門が決定する投資内容がファンドの投資運用方針等に沿っているかどうかの第一次チェックを行ない、必要に応じて速やかに是正措置を講じます。また、管理部門においても日々運用状況のモニタリングを行なっており、運用委員会で承認された運用計画と投資行動の整合性、法令および信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認します。

リーガル・コンプライアンス部門は、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して運用状況の点検を行なうとともに、管理部門が行なうモニタリングの適切性等の確認を行なっています。これらの結果は月次の運用委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等が行なわれます。

なお、リーガル・コンプライアンス部門は２名程度、商品企画委員会及び運用委員会は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等４～１０名程度で構成されています。



委託会社では、受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の遂行状況等をモニターしています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンド・マネージャーが遵守すべき規定並びにデリバティブ取引、資金の借入れ、外国為替の予約取引、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けています。

上記は2021年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

ファンドの決算日

原則として毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合（信託約款）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合（信託約款）

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合（信託約款）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用（信託約款）

デリバティブの直接利用は行ないません。

信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款）

- 1．同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないこととし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

公社債の借入れの指図および範囲（信託約款）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- 2．前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．上記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（信託約款）

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。

流動性リスク管理態勢の整備（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産の運用に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理について受益者の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく、当該運用を行なうことはできません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、主として株式先物取引やVIX先物取引などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株式先物取引による運用に伴うリスク

株式先物取引の価格は、様々な要因（株価水準、政治・経済・社会情勢、金融・証券市場の動向、貿易動向等）に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。

VIX先物取引による運用に伴うリスク

VIX先物取引の価格は、様々な要因（市場参加者の心理状況、株価やボラティリティ・インデックス（VIX）の水準、オプションの価値等）に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。

金利変動（公社債等の価格変動）リスク

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。当ファンドが実質的に組入れている公社債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

信用リスク

株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難となる場合があります。

為替リスク

外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

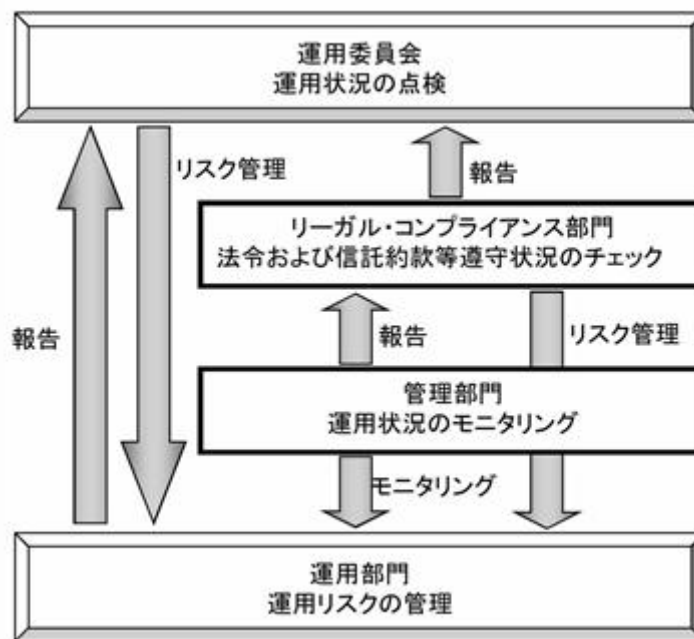
一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制



信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。

リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。

これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

上記は2021年11月末日現在（については、2022年1月1日現在）のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

2. 投資リスク

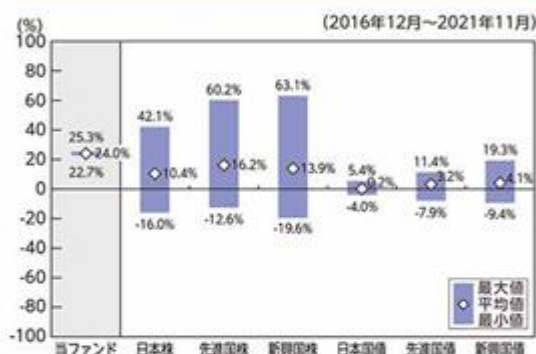
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。
- ※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。

販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■		
PayPayアセットマネジメント株式会社		
照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446		
< 受付時間 > 営業日の午前 9 時～午後 5 時		
ホームページ [https://www.paypay-am.co.jp]		

申込手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.605%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次の通りです。

信託報酬の配分 （税抜）	委託会社	年0.26%
	受託会社	年0.03%
	販売会社	年0.26%

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：資金の運用の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

上記以外にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても運用管理費用（信託報酬）等がかかります。信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等（概算）を加えた実質的な信託報酬率（概算）は年1.855%程度（税込）になります。実質的な信託報酬率は、投資信託証券の実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。

（４）【その他の手数料等】

その他の費用

- （イ）ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
 - （ロ）信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
 - （ハ）信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 以下に定める諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。
- （イ）信託約款の作成および監督官庁への届出等に係る費用
 - （ロ）有価証券届出書、有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - （ハ）目論見書の作成、印刷および交付等に係る費用
 - （ニ）運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - （ホ）信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷等に係る費用
 - （ヘ）この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
 - （ト）投資信託財産の監査に係る費用
 - （チ）この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、委託会社が合理的な見積率により計算した額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。なお、これら諸費用は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（６ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

上記「その他の手数料等」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< ファンドが投資対象とする投資信託証券において負担する費用・手数料等 >

各投資信託証券の投資対象等に応じて、監査に係る費用、法律顧問等に対する報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、事務処理に要する諸費用、資産の保管等に要する費用等を負担する場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、複数支店で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- c．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a．個人の受益者に対する課税

1．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することもできます。

2．一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収選択口座においては原則として確定申告は不要となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象となります。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は2021年11月30日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	517,487,246	95.22
親投資信託受益証券	日本	49,945	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	25,915,001	4.77
合計（純資産総額）	-	543,452,192	100.00

<ご参考> 国内短期債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	27,103,276,520	97.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	597,060,349	2.16
合計（純資産総額）	-	27,700,336,869	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比率（％）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アイルランド	投資証券	A B Rダイナミックブレンド・エクイティ＆ボラティリティファンド	37,707	13,347.50	503,296,115	13,723.85	517,487,246	95.22
2	日本	親投資信託受益証券	国内短期債券マザーファンド	50,006	0.9989	49,950	0.9988	49,945	0.01

種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	95.22
親投資信託受益証券	0.01
合計	95.23

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

<ご参考> 国内短期債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)			
1	日本	国債証券	第1035回国庫短期証券	7,250,000,000	1.0003	7,252,363,500	1.0003	7,252,218,500	0	2022/2/14	26.18
2	日本	国債証券	第1039回国庫短期証券	6,200,000,000	1.0003	6,202,312,600	1.0003	6,202,250,600	0	2022/2/28	22.39
3	日本	国債証券	第1041回国庫短期証券	5,850,000,000	1.0004	5,852,386,800	1.0004	5,852,457,000	0	2022/3/7	21.13
4	日本	国債証券	第1034回国庫短期証券	2,550,000,000	1.0003	2,550,782,850	1.0002	2,550,706,350	0	2022/2/7	9.21
5	日本	国債証券	第1029回国庫短期証券	1,860,000,000	1.0002	1,860,414,780	1.0001	1,860,355,260	0	2022/1/17	6.72
6	日本	国債証券	第1020回国庫短期証券	1,650,000,000	1.0002	1,650,449,600	1.0000	1,650,019,800	0	2021/12/6	5.96
7	日本	国債証券	第1026回国庫短期証券	940,000,000	1.0003	940,360,020	1.0001	940,137,240	0	2022/1/6	3.39
8	日本	国債証券	第1037回国庫短期証券	300,000,000	1.0003	300,099,900	1.0003	300,100,200	0	2022/2/21	1.08
9	日本	国債証券	第1022回国庫短期証券	250,000,000	1.0002	250,073,250	1.0000	250,007,250	0	2021/12/13	0.90
10	日本	国債証券	第1024回国庫短期証券	170,000,000	1.0002	170,043,860	1.0000	170,007,820	0	2021/12/20	0.61
11	日本	国債証券	第1030回国庫短期証券	75,000,000	1.0003	75,023,625	1.0002	75,016,500	0	2022/1/24	0.27

種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	97.84
合計		97.84

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2021年11月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(2021年10月25日)	509	509	1.2292	1.2292
	2020年11月末日	85	-	1.0087	-
	12月末日	95	-	1.0160	-
	2021年1月末日	137	-	1.0330	-
	2月末日	154	-	1.0718	-
	3月末日	220	-	1.1052	-
	4月末日	255	-	1.1375	-
	5月末日	277	-	1.1363	-
	6月末日	313	-	1.1614	-
	7月末日	404	-	1.1736	-
	8月末日	458	-	1.2003	-
	9月末日	502	-	1.1763	-
	10月末日	511	-	1.2288	-
	11月末日	543	-	1.2636	-

(注) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

【分配の推移】

計算期間	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	22.9

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 期	644,913,160	230,691,368	414,221,792

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第 1 期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

（参考情報）

3. 運用実績

データは2021年11月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2021年10月25日)	0円
第2期(2022年10月25日)	—
第3期(2023年10月25日)	—
第4期(2024年10月25日)	—
第5期(2025年10月27日)	—
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	12,636円
純資産総額	543百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
投資証券	95.2
親投資信託受益証券	0.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	4.8
合計(純資産総額)	100.0

◆組入銘柄の状況

銘柄名	国・地域	比率(%)
ABRダイナミックブレイク・エクイティ&ボラティリティファンド	アイルランド	95.2
国内短期債券マザーファンド	日本	0.0

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2020年は設定日(2020年10月29日)から年末までの騰落率、2021年は2021年11月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

- (4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は1万口当たり1万円）とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

- (5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所もしくはアイルランドの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

- (6) 受益権の取得申込者は、お申込金額と申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

PayPayアセットマネジメント株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120 - 580446

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時～午後 5 時

ホームページ [<https://www.paypay-am.co.jp>]

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨーク証券取引所もしくはアイルランドの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行ないません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後 3 時までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1 口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

投資信託証券の評価は、原則として基準価額計算時に知り得る直近の日（親投資信託は、原則として基準価額計算日）の基準価額で評価します。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は2030年10月25日までとします。ただし、下記「(5) その他 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。

上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。なお、第1計算期間は、当初設定日から2021年10月25日までとします。

（５）【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
5. 上記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意

の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記２．から４．までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

- ６．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ７．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ８．受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- １．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ２．委託会社は、上記１．の事項（上記１．の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ３．上記２．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本３．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ４．上記２．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ５．書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ６．上記２．から５．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ７．上記１．から６．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- ８．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記１．から７．までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記 に規定する信託契約の解約または上記 に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとします。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.paypay-am.co.jp>）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <https://www.paypay-am.co.jp/notification/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a．「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b．「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記 の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して 5 営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して 1 口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとし、

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

上記「3 資産管理等の概要（5）」の項をご参照ください。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（自令和2年10月29日 至令和3年10月25日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (令和3年10月25日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	255,598
コール・ローン	15,177,403
投資証券	497,072,695
親投資信託受益証券	49,950
流動資産合計	512,555,646
資産合計	512,555,646
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,698,700
未払受託者報酬	62,991
未払委託者報酬	1,091,796
未払利息	7
その他未払費用	535,810
流動負債合計	3,389,304
負債合計	3,389,304
純資産の部	
元本等	
元本	414,221,792
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	94,944,550
元本等合計	509,166,342
純資産合計	509,166,342
負債純資産合計	512,555,646

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 (自 令和 2 年10月29日 至 令和 3 年10月25日)
営業収益	
受取利息	94
有価証券売買等損益	30,814,817
為替差損益	24,646,566
営業収益合計	55,461,477
営業費用	
支払利息	4,046
受託者報酬	86,209
委託者報酬	1,494,149
その他費用	1,304,745
営業費用合計	2,889,149
営業利益又は営業損失（ ）	52,572,328
経常利益又は経常損失（ ）	52,572,328
当期純利益又は当期純損失（ ）	52,572,328
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	12,358,708
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,186,706
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,186,706
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,455,776
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,455,776
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	94,944,550

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の当該投資証券の運用会社等が提示する基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2) ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため、令和2年10月29日から令和3年10月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (令和3年10月25日現在)	
1. 当該計算期間末日における受益権の総数	414,221,792口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	-円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2292円 (12,292円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第1期 (自 令和2年10月29日 至 令和3年10月25日)
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（-円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（40,216,258円）、収益調整金（54,735,003円）及び分配準備積立金（-円）より、分配対象収益は94,951,261円（10,000口当たり2,292.27円）であります。基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしていません。
2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 （自 令和2年10月29日 至 令和3年10月25日）
1．金融商品に対する取組方針 2．金融商品の内容及びそのリスク 3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は投資証券及び親投資信託受益証券であります。 これらの金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。 なお、当ファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取または支払いを目的として為替予約取引を行っております。 当該為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。 運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。

・金融商品の時価等に関する事項

第1期 (令和3年10月25日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (令和3年10月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	28,748,211
親投資信託受益証券	50
合計	28,748,161

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

第1期 (自 令和2年10月29日 至 令和3年10月25日)	
期首元本額	42,487,984円
期中追加設定元本額	602,425,176円
期中一部解約元本額	230,691,368円

(4) 【附属明細表】

第 1 . 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資証券	米ドル	ABR Dynamic Blend Equity and Volatility Fund K	37,285.871	4,371,022.65	
	米ドル	小計	37,285.871	4,371,022.65 (497,072,695)	
投資証券 合計			-	497,072,695 (497,072,695)	
親投資信託 受益証券	日本円	国内短期債券マザーファンド	50,006	49,950	
	日本円	小計	50,006	49,950	
親投資信託受益証券 合計			-	49,950	
合計			-	497,122,645 (497,072,695)	

(注) 有価証券明細表注記

1. 通貨毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率（注）	有価証券の合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	97.6%	100.0%

(注) 組入投資証券時価比率は、通貨毎の組入投資証券の純資産に対する比率であります。

第 2 . 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 . デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 . 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 . 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 . 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 . 再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第 8 . 公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第 9 . その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第10．借入金明細表

該当事項はありません。

<ご参考>

国内短期債券マザーファンド

当ファンドは、「国内短期債券マザーファンド」の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの令和3年10月25日現在（以下「計算日」といいます。）の状況は次の通りです。

「国内短期債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

（１）貸借対照表

	（令和3年10月25日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	605,436,296
国債証券	25,237,057,145
流動資産合計	25,842,493,441
資産合計	25,842,493,441
負債の部	
流動負債	
未払利息	300
流動負債合計	300
負債合計	300
純資産の部	
元本等	
元本	25,871,328,432
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	28,835,291
元本等合計	25,842,493,141
純資産合計	25,842,493,141
負債純資産合計	25,842,493,441

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（令和3年10月25日現在）
1．計算日における受益権の総数	25,871,328,432口
2．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 28,835,291円
3．1口当たり純資産額 （10,000口当たり純資産額）	0.9989円 （9,989円）

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	（自 令和2年10月29日 至 令和3年10月25日）
1．金融商品に対する取組方針	当マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及びそのリスク	当マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当マザーファンドが保有する有価証券は国債証券であります。 これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。

金融商品の時価等に関する事項

（令和3年10月25日現在）	
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4．金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（令和3年10月25日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	5,222,110
合計	5,222,110

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は当マザーファンドの期首（令和3年3月23日）から計算日までの期間に対応するものです。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の変動

（自 令和2年10月29日 至 令和3年10月25日）	
期首元本額	1,800,000,000円
期中追加設定元本額	26,025,325,423円
期中一部解約元本額	1,953,996,991円
計算日における元本額	25,871,328,432円
計算日における元本額の内訳 *	
PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）	50,006円
米国株式・国債ローテーション戦略ファンド（適格機関投資家私募）	2,000,220,243円
日経225カバードコール戦略ファンド2020-09（適格機関投資家私募）	5,000,500,051円
安定運用移行型米国株式インデックスオープン2020-10（適格機関投資家私募）	5,073,507,352円
安定運用移行型米国株式インデックスオープン2020-11（適格機関投資家私募）	7,065,048,835円
米ドルブルファンド（適格機関投資家私募）	825,967,813円
安定運用移行型日経225インデックスオープン2020-11（適格機関投資家私募）	5,904,132,894円
安定運用移行型米国株式インデックスオープン2020-12（適格機関投資家私募）	950,191円
安定運用移行型日経225インデックスオープン2021-10（適格機関投資家私募）	951,047円

（注）* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表（令和3年10月25日現在）

第１．有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第1012回国庫短期証券	2,550,000,000	2,550,045,900	
	第1014回国庫短期証券	7,250,000,000	7,250,290,000	
	第1015回国庫短期証券	300,000,000	300,018,900	
	第1017回国庫短期証券	6,200,000,000	6,200,527,000	
	第1019回国庫短期証券	5,850,000,000	5,850,625,950	
	第1020回国庫短期証券	1,650,000,000	1,650,212,850	
	第1022回国庫短期証券	250,000,000	250,037,750	
	第1024回国庫短期証券	170,000,000	170,029,410	
	第1026回国庫短期証券	940,000,000	940,248,160	
	第1030回国庫短期証券	75,000,000	75,021,225	
合計		25,235,000,000	25,237,057,145	

第２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４．不動産等明細表

該当事項はありません。

第５．商品明細表

該当事項はありません。

第６．商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 . 再生可能エネルギー発電設備等明細表
該当事項はありません。

第 8 . 公共施設等運営権等明細表
該当事項はありません。

第 9 . その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第10 . 借入金明細表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年11月30日現在

資産総額	547,061,118 円
負債総額	3,608,926 円
純資産総額（ - ）	543,452,192 円
発行済数量	430,083,606 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2636 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

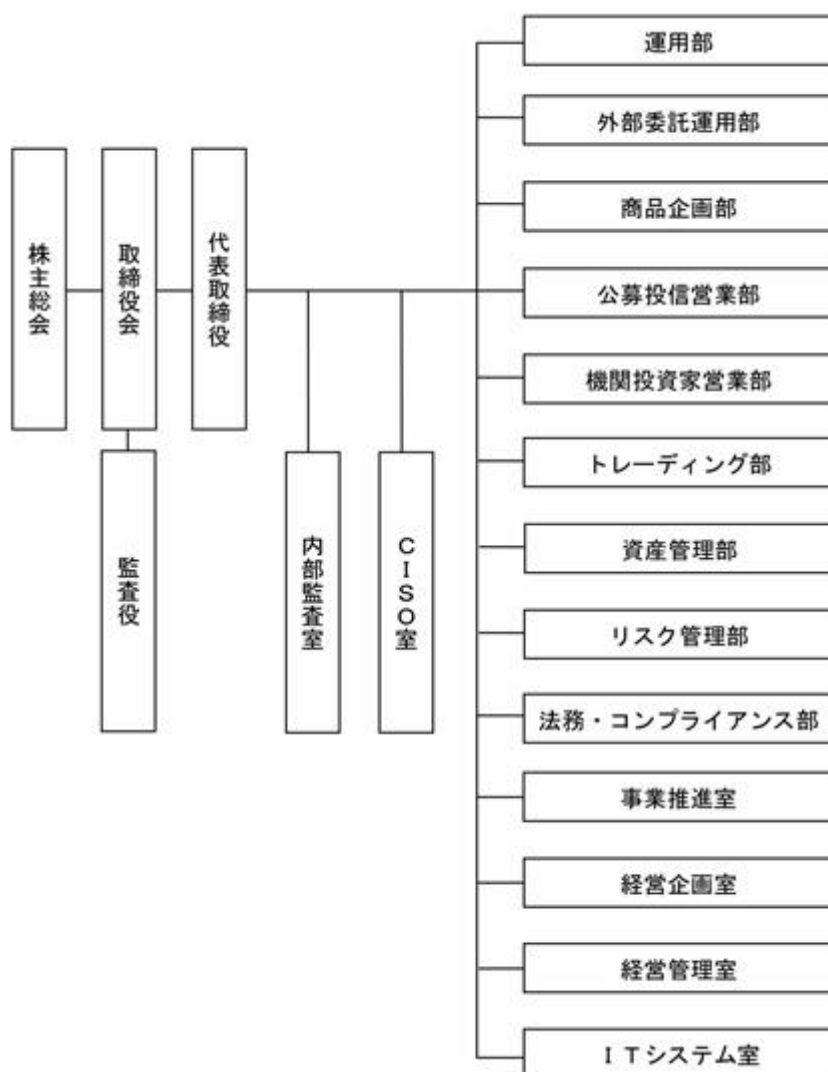
(1) 資本金の額

2021年11月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近 5 年間における資本金の増減はありません。

(2) 会社の機構

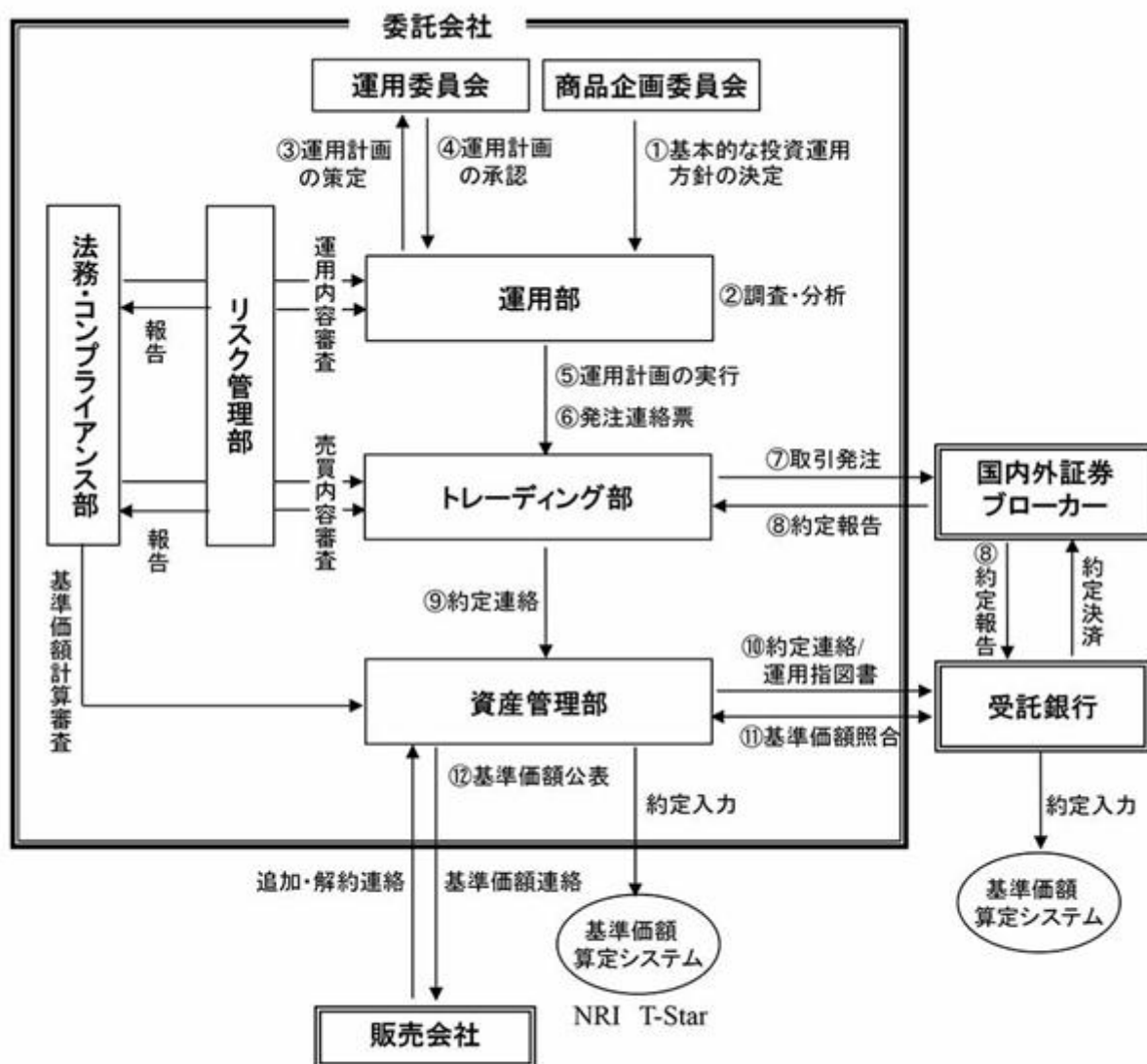
a . 組織図



b. 投資信託財産の運用の指図に係わる決定を行なう社内組織：

代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される商品企画委員会を投資運用方針の審議・決定機関として、その決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。投資方針の決定から運用の指図及び投信計理処理の流れは、下図「投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ」のとおりです。

投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ



※ 内部監査室は、上記のうち委託会社の全ての業務の監査を行なっています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年11月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	61	187,256
単位型株式投資信託	16	36,474
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	1	7,778
合計	78	231,509

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）に係る中間会計期間（自2021年4月1日至2021年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
(資産の部)				
流動資産				
1 現金・預金		247,640		273,008
2 前払費用		20,428		13,388
3 未収委託者報酬		255,503		203,230
4 未収運用受託報酬		2,775		2,478
5 未収投資助言報酬		10,261		4,170
6 未収収益		18,245		1,475
7 金銭の信託		1,000		1,000
8 未収還付法人税		38,065		649
9 その他		9,050		12,650
流動資産合計		602,970		512,052
固定資産				
1 有形固定資産		87,414		76,130
(1) 建物	*1	55,738		51,845
(2) 器具備品	*1	31,676		24,284
2 無形固定資産		13,302		9,947
(1) ソフトウェア		13,302		9,947
3 投資その他の資産		177,647		84,114
(1) 投資有価証券		129,503		37,000
(2) 出資金		173		173
(3) 長期差入保証金		46,855		46,855
(4) その他		1,116		85
固定資産合計		278,365		170,192
資産合計		881,336		682,244
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		11,681		10,802
2 未払金		96,161		91,877
(1) 未払手数料		81,124		69,392
(2) その他未払金		15,037		22,484
3 関係会社未払金		12,432		7,180
4 未払費用		89,996		89,023
5 未払法人税等		1,624		2,290
6 未払消費税等		-		5,104
7 賞与引当金		24,499		28,906
8 前受金		-		134
流動負債合計		236,396		235,318
固定負債				
1 繰延税金負債		7,513		8,723
2 資産除去債務		23,648		23,672
3 その他		2,371		2,371
固定負債合計		33,534		34,767
負債合計		269,930		270,086
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金		253,212		253,212
(2) その他資本剰余金		57,136		57,136
資本剰余金計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		208,557		4,528
利益剰余金計		208,557		4,528
株主資本合計		613,906		409,876
評価・換算差額等				

（１）その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計	2,500		2,281	
純 資 産 合 計		611,405		412,157
負 債 ・ 純 資 産 合 計		881,336		682,244

（２）【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
1 委託者報酬		1,539,414		1,215,887
2 運用受託報酬		22,553		32,517
3 投資助言報酬		39,914		46,635
4 その他営業収益		18,097		3,342
営業収益計		1,619,979		1,298,384
営業費用				
1 支払手数料		385,097		304,023
2 広告宣伝費		40,103		46,998
3 調査費		494,000		436,010
（１）調査費	44,236		45,223	
（２）委託調査費	449,763		390,786	
4 委託計算費		87,729		90,493
5 振替投信費		5,553		4,875
6 営業雑経費		13,691		14,958
（１）通信費	6,492		8,842	
（２）印刷費	2,334		1,781	
（３）諸会費	2,966		2,786	
（４）その他	1,898		1,548	
営業費用計		1,026,176		897,360
一般管理費				
1 給与		347,416		403,208
（１）役員報酬	50,188		44,986	
（２）給与・手当	270,395		313,841	
（３）賞与引当金繰入額	24,499		28,906	
（４）賞与	-		4,663	
（５）その他報酬給料	2,331		10,809	
2 事務委託費		86,815		45,672
3 交際費		869		311
4 旅費交通費		13,852		1,955
5 租税公課		908		2,395
6 不動産賃借料		45,683		44,355
7 退職給付費用		4,455		5,608
8 福利厚生費		45,160		54,644
9 固定資産減価償却費		10,526		19,210
10 諸経費		20,070		20,264
一般管理費計		575,758		597,627
営業利益又は営業損失（ ）		18,044		196,603
営業外収益				
1 受取配当金		491		170
2 投資有価証券償還益		1,036		-
3 投資有価証券評価益		-		103
4 為替差益		-		1
5 その他		191		818
営業外収益計		1,719		1,093
営業外費用				
1 為替差損		2		-
2 投資有価証券償還損		-		6,602
3 投資有価証券評価損		394		-
4 その他		-		16
営業外費用計		397		6,618
経常利益又は経常損失（ ）		19,365		202,128
特別損失				
1 固定資産除却損 *1		3,306		612
2 移転費用		13,346		-

特別損失計		16,652		612
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）		2,713		202,741
法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	2,140		1,285	
2 法人税等調整額	26,509		3	
法人税等合計		28,649		1,288
当期純損失（ ）		25,936		204,029

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785
当期変動額						
剰余金の配当					134,291	134,291
当期純損失					25,936	25,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	160,227	160,227
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	774,133	468	468	774,601
当期変動額				
剰余金の配当	134,291			134,291
当期純損失	25,936			25,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		2,968	2,968	2,968
当期変動額合計	160,227	2,968	2,968	163,196
当期末残高	613,906	2,500	2,500	611,405

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557
当期変動額						
剰余金の配当					-	-
当期純損失					204,029	204,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	204,029	204,029
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	4,528	4,528

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	613,906	2,500	2,500	611,405
当期変動額				
剰余金の配当	-			-
当期純損失	204,029			204,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		4,781	4,781	4,781
当期変動額合計	204,029	4,781	4,781	199,247
当期末残高	409,876	2,281	2,281	412,157

注記事項**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）**固定資産に係る評価****(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額**

建物	51,845千円
器具備品	24,284千円
ソフトウェア	9,947千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、アセット・マネジメント事業の単一事業を営んでおり、当社の取締役会で承認した事業計画に基づき固定資産の減損の兆候の有無を判断した結果、当事業年度において減損の兆候は識別していません。

事業計画は、今後の当社の事業構想をベースとする将来の運用資産の伸びに対し、一定の仮定を置いて策定しております。事業計画に含まれる仮定には一定の不確実性が残るため、計画進捗において大幅な遅れが発生する等、資産グループの収益性の低下が確認された場合には、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

（未適用の会計基準等）**(1) 収益認識に関する会計基準等**

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はない見込みであります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はない見込みであります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に含めていた「未収投資助言報酬」は、財務諸表利用者への有用な情報提供に資すると判断したため、当事業年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に表示していた13,036千円は、「未収運用受託報酬」2,775千円、「未収投資助言報酬」10,261千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含めていた「投資助言報酬」は、財務諸表利用者への有用な情報提供に資すると判断したため、当事業年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「運用受託報酬」に表示していた62,467千円は、「運用受託報酬」22,553千円、「投資助言報酬」39,914千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、16,513千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、31,705千円であります。

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
*1固定資産除却損の内訳 建物 2,883千円 器具備品 422千円	*1固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 612千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。前事業年度及び当事業年度において金融機関からの借入及び社債発行等による資金の調達はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資運用業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業及び投資助言業等の債務であり、会社で定められた手続に従い管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

前事業年度（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	247,640	247,640	-
(2) 未収委託者報酬	255,503	255,503	-
(3) 未収運用受託報酬	2,775	2,775	-
(4) 未収投資助言報酬	10,261	10,261	-
(5) 未収還付法人税等	38,065	38,065	-
(6) 投資有価証券	129,476	129,476	-
(7) 長期差入保証金	46,855	45,021	1,833
資産計	730,578	728,745	1,833
(1) 未払手数料	81,124	81,124	-
(2) その他未払金	15,037	15,037	-
(3) 関係会社未払金	12,432	12,432	-
(4) 未払費用	89,996	89,996	-
(5) 未払法人税等	1,624	1,624	-
負債計	200,214	200,214	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	273,008	273,008	-
(2) 未収委託者報酬	203,230	203,230	-
(3) 未収運用受託報酬	2,478	2,478	-
(4) 未収投資助言報酬	4,170	4,170	-
(5) 未収還付法人税等	649	649	-
(6) 投資有価証券	36,964	36,964	-
(7) 長期差入保証金	46,855	45,324	1,530
資産計	567,357	565,827	1,530
(1) 未払手数料	69,392	69,392	-
(2) その他未払金	22,484	22,484	-
(3) 関係会社未払金	7,180	7,180	-
(4) 未払費用	89,023	89,023	-
(5) 未払法人税等	2,290	2,290	-
負債計	190,370	190,370	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

- (7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
匿名組合出資金(注1)	26	35
出資金(注1)	173	173

(注1) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	247,640	-	-
未収委託者報酬	255,503	-	-
未収運用受託報酬	2,775	-	-
未収投資助言報酬	10,261	-	-
未収還付法人税等	38,065	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

当事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	273,008	-	-
未収委託者報酬	203,230	-	-
未収運用受託報酬	2,478	-	-
未収投資助言報酬	4,170	-	-
未収還付法人税等	649	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

(注) 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	81,124	-	-
その他未払金	15,037	-	-
関係会社未払金	12,432	-	-
未払費用	89,996	-	-
未払法人税等	1,624	-	-

当事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	69,392	-	-
その他未払金	22,484	-	-
関係会社未払金	7,180	-	-
未払費用	89,023	-	-
未払法人税等	2,290	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	18,471	15,000	3,471
小計	18,471	15,000	3,471
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	111,004	116,977	5,972
小計	111,004	116,977	5,972
合計	129,476	131,977	2,500

(注) 1. 取得原価の内訳

投資信託受益証券

131,977千円

(注) 2. 前事業年度において、投資信託受益証券について503千円の減損処理を行っております。

減損処理にあたっては時価が取得原価に比べ50%程度以上下落しているものについては、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みの無い著しい下落とみなし、減損処理を行っております。

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	29,335	25,500	3,835
小計	29,335	25,500	3,835
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	7,629	7,977	347
小計	7,629	7,977	347
合計	36,964	33,477	3,487

（注）1．取得原価の内訳

投資信託受益証券

33,477千円

2．償還したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	7,536	1,479	443
合計	7,536	1,479	443

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	104,897	2,997	9,599
合計	104,897	2,997	9,599

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）4,455千円、当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）5,608千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
（繰延税金資産）		
賞与引当金	8,474	9,998
未払法定福利費	1,329	1,418
未払退職金	820	820
投資有価証券評価損	353	353
繰越欠損金	10,919	75,570
資産除去債務	8,180	8,188
繰延資産償却費	1,024	899
その他	115	90
繰延税金資産小計	31,218	97,339
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	10,919	75,570
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	16,288	21,768
評価性引当額 小計（注1）	27,207	97,339
繰延税金資産合計	4,010	-
（繰延税金負債）		
資産除去債務に対応する除去費用	8,041	7,496
未収還付事業税	3,464	-
その他有価証券評価差額金	-	1,206
その他	17	20
繰延税金負債合計	11,523	8,723
繰延税金資産（負債）の純額	7,513	8,723

（注1）評価性引当額が70,132千円増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る将来減算一時差異の増加64,651千円であります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	10,919	10,919
評価性引当額	-	-	-	-	-	10,919	10,919
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	75,570	75,570
評価性引当額	-	-	-	-	-	75,570	75,570
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
住民税均等割額	77.36%	0.63%
評価性引当額の増減額	943.94%	34.59%
その他	0.01%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1055.91%	0.64%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
期首残高	-千円	23,648千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,642千円	-千円
時の経過による調整額	5千円	23千円
その他増減額	-千円	-千円
期末残高	23,648千円	23,672千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,588,504	11,709	19,765	1,619,979

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,271,460	9,954	16,969	1,298,384

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
その他の 関係会社	アストマックス 株式会社	東京都 品川区	2,013	持株会社	（被所有） 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 （注1）	62,790	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
その他の 関係会社	アストマックス 株式会社	東京都 品川区	2,013	持株会社	（被所有） 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 （注1）	13,000	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	114,595	未払費用	28,785

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	79,411	未払費用	33,993

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

ソフトバンク株式会社（東京証券取引所に上場）

Aホールディングス株式会社（非上場）

Zホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

Zホールディングス中間株式会社（非上場）

ヤフー株式会社（非上場）（注）

（注）Zホールディングスグループの組織再編に伴い、2021年4月1日に当社の株式がヤフー株式会社からZフィナンシャル株式会社へ異動したため、直接の親会社につきましては、Zフィナンシャル株式会社に変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）	当事業年度 （自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日）
1株当たり純資産額	8,595円73銭	5,794円51銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	364円64銭	2,868円44銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注1）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2020年 3 月31日現在）	当事業年度 （2021年 3 月31日現在）
純資産の部の合計額	611,405千円	412,157千円
普通株式に係る期末の純資産額	611,405千円	412,157千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

（注2）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）	当事業年度 （自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日）
当期純損失金額（ ）	25,936千円	204,029千円
普通株式に係る当期純損失金額（ ）	25,936千円	204,029千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

（重要な後発事象）

（多額な資金の借入）

１．当社は、2021年5月31日開催の臨時取締役会決議に基づき、運転資金の効率的な調達を行うため、以下のとおり極度貸付契約を締結いたしました。

２．極度貸付契約締結の概要

（１）契約締結先	Zホールディングス株式会社	アストマックス株式会社
（２）極度額	300,000千円	100,000千円
（３）借入金利	短期プライムレート＋0.1%	短期プライムレート＋0.1%
（４）契約日	2021年 5 月31日	2021年 5 月31日
（５）契約期間	2021年 5 月31日から 2 年間	2021年 5 月31日から 2 年間
（６）担保状況	無し	無し
（７）資金用途	運転資金	運転資金

中間財務諸表

（中間貸借対照表）

科目	第20期中間会計期間末 （2021年9月30日現在）	
	金 額	
	千円	千円
（資産の部）		
流動資産		
1 現金・預金		153,981
2 前払費用		19,017
3 未収委託者報酬		180,561
4 未収運用受託報酬		1,283
5 金銭の信託		1,000
6 その他		6,266
流動資産合計		362,111
固定資産		
1 有形固定資産		71,621
(1) 建物	*1 49,899	
(2) 器具備品	*1 21,722	
2 無形固定資産		8,023
(1) ソフトウェア	8,023	
3 投資その他の資産		81,962
(1) 投資有価証券	34,934	
(2) 出資金	173	
(3) 長期差入保証金	46,855	
固定資産合計		161,607
資産合計		523,719
（負債の部）		
流動負債		
1 預り金		11,951
2 未払金		76,268
(1) 未払手数料	61,898	
(2) その他未払金	14,369	
3 関係会社未払金		3,840
4 未払費用		83,631
5 未払法人税等		1,145
6 未払消費税等		4,530
7 賞与引当金		18,399
8 前受金		9,896
流動負債合計		209,662
固定負債		
1 資産除去債務		23,684
2 繰延税金負債		8,511
3 その他		2,371
固定負債合計		34,568
負債合計		244,230
（純資産の部）		
株主資本		
1 資本金		95,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金	253,212	
(2) その他資本剰余金	57,136	
資本剰余金合計		310,348
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	128,256	
利益剰余金合計		128,256
株主資本合計		277,092
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		2,396
評価・換算差額等合計		2,396
純資産合計		279,489
負債・純資産合計		523,719

（中間損益計算書）

		第20期中間会計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	
科目		金額	
	千円	千円	千円
営業収益			
1 委託者報酬			488,895
2 運用受託報酬			21,099
3 投資助言報酬			22,224
4 その他営業収益			1,005
営業収益計			533,224
営業費用			
1 支払手数料			128,806
2 広告宣伝費			15,003
3 調査費			174,264
(1) 調査費	25,647		
(2) 委託調査費	148,616		
4 委託計算費			45,952
5 振替投信費			2,273
6 営業雑経費			9,512
(1) 通信費	4,199		
(2) 印刷費	1,260		
(3) 諸会費	1,743		
(4) その他	2,309		
営業費用計			375,814
一般管理費			
1 給料			199,626
(1) 役員報酬	19,862		
(2) 給料・手当	159,326		
(3) 賞与引当金繰入額	17,787		
(4) その他報酬給料	2,651		
2 事務委託費			17,679
3 交際費			145
4 旅費交通費			192
5 租税公課			1,331
6 不動産賃借料			22,177
7 退職給付費用			2,891
8 福利厚生費			25,222
9 固定資産減価償却費	*1		8,463
10 諸経費			12,309
一般管理費計			290,039
営業損失			132,628
営業外収益			
1 受取配当金			39
2 投資有価証券償還益			295
3 投資有価証券評価益			103
4 その他			306
営業外収益計			745
営業外費用			
1 為替差損			9
2 支払利息			18
営業外費用計			28
経常損失			131,911
税引前中間純損失			131,911
法人税、住民税及び事業税			1,145
法人税等調整額			272
中間純損失			132,784

（中間株主資本等変動計算書）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	4,528	4,528
当中間期変動額						
中間純損失（ ）					132,784	132,784
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	132,784	132,784
当中間期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	128,256	128,256

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	409,876	2,281	2,281	412,157
当中間期変動額				
中間純損失（ ）	132,784			132,784
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		115	115	115
当中間期変動額合計	132,784	115	115	132,668
当中間期末残高	277,092	2,396	2,396	279,489

注記事項

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。
4 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 (2) 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。 (3) 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、助言期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来は営業費用として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表への影響はありません。当中間会計期間の中間損益計算書は、営業収益は1,081千円減少し、営業費用は1,081千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失への影響はありません。当中間会計期間の中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。また、1株当たり情報に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。また、（金融商品関係）注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（中間貸借対照表関係）

第20期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、38,244千円であります。	
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、親会社であるZホールディングス株式会社及びその他の関係会社であるアストマックス株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。	
極度額	400,000千円
借入実行残高	-千円
差引額	400,000千円

（中間損益計算書関係）

第20期中間会計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	6,539千円
無形固定資産	1,923千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、次表に含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、記載を省略しております。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	34,934	34,934	-
(2) 長期差入保証金	46,855	45,671	1,183

（注）市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	33
出資金	173

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した中間貸借対照表における投資信託等の金額は34,934千円であります。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第20期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	45,671	-	45,671
資産計	-	45,671	-	45,671

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期差入保証金

返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出した価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(注)	30,519	26,500	4,019
小計	30,519	26,500	4,019
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(注)	4,382	4,737	355
小計	4,382	4,737	355
合計	34,901	31,237	3,664

（注）1. 投資信託受益証券であります。

2. 市場価格のない株式等（匿名組合出資金（中間貸借対照表計上額33千円）及び出資金（中間貸借対照表計上額173千円））は、上表には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第20期中間会計期間 （自2021年4月1日 至2021年9月30日）
期首残高	23,672千円
時の経過による調整額	11千円
中間期末残高	23,684千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

	第20期中間会計期間 （自2021年4月1日 至2021年9月30日）
投資信託委託業務	488,895千円
投資運用業務	21,099千円
投資助言業務	22,224千円
その他	1,005千円
顧客との契約から生じる営業収益	533,224千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

第20期中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
524,680	8,543	533,224

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	第20期中間会計期間 （自2021年4月1日 至2021年9月30日）
1株当たり純資産額	3,929円33銭
1株当たり中間純損失金額（ ）	1,866円81銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	-
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式は存在しないため記載しておりません。

（注1）1株当たり純資産の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第20期中間会計期間末 （2021年9月30日現在）
純資産の部の合計額	279,489千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	279,489千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	71,129株

（注２）１株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第20期中間会計期間 （自2021年４月１日 至2021年９月30日）
中間純損失金額（ ）	132,784千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失金額（ ）	132,784千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2)訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2021年9月末日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2021年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（資本金の額は2021年9月末日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
PayPay銀行株式会社	37,250	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
auカブコム証券株式会社	7,196	
三田証券株式会社	500	
マネックス証券株式会社	12,200	
SMB C日興証券株式会社	10,000	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行ないます。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの形態等を記載をする場合があります。
- (2) 有価証券届出書「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に約款等を掲載することがあります。
- (6) 目論見書に委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (7) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (8) 目論見書に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載することがあります。
- (9) 目論見書に最新の運用実績、運用状況を記載することがあります。
- (10) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得し、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山

田

信

之

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社（旧社名 アストマックス投信投資顧問株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社（旧社名 アストマックス投信投資顧問株式会社）の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和3年12月13日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 山田 信之 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）の令和2年10月29日から令和3年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）の令和3年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PayPayアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月20日

PayPayアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山

田

信

之

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。